

志摩市行政改革大綱



平成27年2月

志 摩 市

第1章 行政改革の基本的な考え方

1 行政改革の必要性について

市町村合併により志摩市が誕生し10年が経過しましたが、少子化等に伴う人口減少が進み、基幹産業である水産業、観光業も伸び悩むなど、自主財源の要である市税の減収につながる厳しい状況が続いています。また、普通交付税は合併に伴う財政支援措置である合併算定替が、今後の5年間で段階的に縮減され、平成32年度からは一本算定が始まることで、16億円近い大幅な減額になることが見込まれています。

平成26年度時点での財政収支見通しでは、この普通交付税の一本算定を主な要因として、人口減少等による税収の減少や、社会保障費等の増加がさらに進むことから、平成36年度までの各年度の収支が、最大で20億円の不足になると推計されました。また、その不足を補うために、基金の取り崩しを続けていけば平成31年度には基金が枯渇する状況になることも示されました。

このような状況の中、平成21年11月に策定した財政健全化アクションプログラムでは、その計画期間の中間年である平成26年度には、見直しを行うとしていたことから、第2次となる財政健全化アクションプログラムと、その効果を反映した新たな財政計画を策定しました。また、行政改革の基本方針を定めた「志摩市行政改革大綱」についても、財政健全化アクションプログラムを反映するかたちで見直しを行いました。

危機的な財政状況を回避し、多様な行政課題を解決するために、新たな大綱に基づき最少の経費で最大の効果を挙げるべく、業務の効率化や改善に取り組んでいきます。

2 行政改革の取り組む方向性

I 市民と協働のまちづくりの推進

地方公共団体には、これまで以上に自主・自立のもと、個性豊かなまちづくりと質の高い住民サービスの提供が求められています。厳しい経済情勢の下、山積する課題に的確に対応し、持続的に発展を続ける市政を実現するためには、行政とともに市民の担う役割も大きく、これからの市政においては、市民と行政のパートナーシップの確立が必要不可欠になってきています。

今後は、情報公開や市民参画等をさらに積極的に進め、市民と行政との協働による開かれた透明性の高い市政の推進を図っていきます。

II 簡素で効率的な行政経営の展開

急激な変化と先行き不透明な経済情勢の中、市政を取り巻く状況は日々変化し、市政は限られた人員と財源のもとで、これら時代の変化に対し迅速かつ的確に対応しなければなりません。

そのため、民間経営の視点と発想を取り入れたスピード・コスト・成果を重視する柔軟な行政の展開に努めていきます。

情報通信技術の活用や公共施設の管理運営への民間活力の導入等により、市民サービスの質や利便性の向上とともに徹底したコストダウンを図っていくほか、新しい時代に対応する組織機構の再編成、職員の資質向上や意識改革に努め、最小のコストで最大の効果を上げることが可能な、簡素で効率的な行政体制を速やかに整備していきます。

III 健全財政運営の推進

今日、国・地方の財政状況は、非常に厳しい環境にあります。一方、急速に進展する少子高齢化社会への対応や個性豊かなまちづくりを考えると、行政需要は、今後益々多岐多様にわたり、質量ともに増加は避けられない状況にあります。

このような厳しい財政環境のもとで、新たな行政需要に的確に対応し市民の信頼に応えるため、原点に立ちもどり、事務事業の重点化やスクラップ・アンド・ビルドを基本とし見直していきます。また、公共工事の抑制、補助金の見直しや基金の適正運用が必要であり、将来を見据えた財政の健全性確保に向けた取り組みを積極的に進め、市政の持続的発展を支え得る財政基盤を確立していきます。

第2章 行政改革推進の具体的な取り組み

I 市民と協働のまちづくりの推進

1. 市民参画の仕組みづくりとNPO等の支援

(1) 市民参画の仕組みづくりの推進

行政経営のパートナーとして、市民の参画を求め、行政と市民が対等な立場で協議し、その役割分担を見直し、協働して開かれた市政運営を進めていくために、地域コミュニティである自治会やNPO等との連携を図ります。また、市民がまちづくりの主体であることを意識し、市民の市政参画を一層促進する仕組みづくりについて検討します。

(2) 自治会・NPO等への支援

自治会・NPO等が効率的に活動できる仕組みづくりや支援に努めます。

2. 情報提供の推進

(1) 市政情報の積極的な提供

公正でわかりやすい市民に開かれた行政を進めるうえで、互いに情報を共有することが大切であり、市民に対して行政情報の積極的な提供を行います。そのため、広報紙、ホームページ、ソーシャルメディア等各種広報媒体の活用を行います。また、財政健全化の効果や進捗状況についても公表します。

(2) 広報広聴の充実

市政への意見や要望を広く求め、市民の声をいかした行政運営を推進するため広報広聴機能の充実を図ります。

(3) 市民との対話の推進

市政懇談会等を通じて広く市民から意見を聞くなど、市民と行政が対話しながらお互いに理解を深めます。

3. 情報公開と個人情報保護の推進

(1) 情報公開の推進

市民に開かれた市政を実現するためには、行政の保有する情報を市民と共有することが必要であり、情報公開制度の的確な運用に努めるとともに、市民への情報公開を積極的に進めます。

(2) 個人情報保護の推進

個人の権利利益を保護し、個人情報の適正な取り扱いを目的とする個人情報保護施策の推進に努めます。

II 簡素で効率的な行政経営の展開

1. 市民サービスの向上

(1) 市民サービスの質的向上

厳しい行財政環境の中で多様化・複雑化する市民ニーズに適切・迅速に対応していくため、高齢者をはじめすべての市民に対して、効率的で満足度の高いサービスの提供に取り組んでいきます。

①窓口サービス等の向上

申請手続きの簡素化や、市民の視点に立った窓口対応を実施します。また、市民の利便性を図るため、ワンストップサービス（総合窓口）の向上に努めます。

(2) 情報通信技術の活用

情報通信技術の活用により庁内業務の効率化を図るとともに、市民の視点にたったサービスの向上を図ります。

①市民サービス向上のためのシステム整備

窓口サービスの電子化など、市民サービス向上のためのシステム整備を推進します。

②行政事務効率化のためのシステム整備

内部で共有している情報の一元管理など行政事務効率化のためのシステムの整備を進めます。

③職員の情報処理能力の向上

セキュリティポリシーの徹底など職員の情報処理管理能力の向上に努めます。

2. 民間手法の活用

(1) アウトソーシングの推進

民間が行うべき分野と真に行政が行う分野の区別のなかで、行政が提供しているサービスであっても、民間に委ねた方がより効果的で質の高いサービスが可能なものは、サービスの向上と経費の節減を比較検討のうえで、積極的にアウトソーシングを推進します。その際には、職員数と業務のバランスに配慮するとともに、委託後も管理監督ができる体制の維持に努めます。また、全ての公の施設の管理運営について見直し、指定管理者制度を活用するなど安定的で効率的な管理運営を推進します。

(2) P F I 等民間活力の活用

公共施設等の整備・改修を行う場合、投資効果や予測されるリスクの十分な把握等を行い民間の資金とノウハウを十分活用することにより、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図っていくためP F I 等民間活力の導入手法について検討します。

3. 職員の意識改革

(1) 職員の資質向上と意識改革

より高度な行政運営を進めるために、政策形成能力や行政経営能力を持った職員の人材育成や意識改革に積極的に取り組みます。また、市民サービス向上のため、行政は市

民の力を引き出すコーディネータ（調整役）としての役割が担えるよう、職員の資質向上に努めます。

①人材育成の強化

重要施策等の情報を職員が共有するとともに、職員研修に関する基本方針に基づく計画的な職員研修の実施や資格取得等の推奨などによって、人材育成の強化に努めます。

②人事交流の推進

職員能力向上と人材育成のため、他団体との人事交流の推進を図ります。

(2) 人事制度の改革

市の総合的な行政能力を高めるためには、職員の人材育成や能力発揮が強く求められており、それに対応できるよう人事制度の改革を行います。また、再任用制度の活用や、臨時的任用職員の任用基準などの見直しについても検討します。

①人事評価制度の活用

職員の能力や実績を適切に評価する人事評価制度の活用を図ります。

②能力を最大限発揮させる人材登用と人材配置

職務に対する意欲向上のため、人事異動時の希望申告制度を活用するほか、職員の適性をいかした登用を推進します。

(3) 働きやすい環境づくり

市民に効果的で必要なサービスを提供するためにも、活力があり働きやすい職場環境づくりを進めます。

①職員提案制度の活用

職員の知識や意欲を職場にいかすために、職員提案制度を活用します。

②職場改善の推進

職員一人ひとりが自主的に職場の改革改善に取り組むことができる仕組みづくりを検討します。

4. 定員管理・給与の適正化

(1) 定員管理・給与の適正化の推進

事務事業の効率化や組織機構の見直しなどにより、限られた財源や人員の有効活用を図り、計画的な定員管理を適正に行い職員数を削減します。また、給与改革を推進し人件費の抑制にも努めます。

①中長期的な定員管理の推進

定員適正化計画に基づき、中長期的な定員管理を行います。

②給与制度改革

国の給与制度を踏まえ、職務と責任に応じた適正な給与制度の見直しを行います。

5. 組織機構の改革

(1) 組織機構の改革と活性化

職員の減少、効率的な事務の執行、高い住民サービスレベルの維持等多様な観点から検討し、新たな行政課題や多種多様の市民ニーズに即応した政策推進が可能な、簡素で効率的な組織機構を目指します。

①政策推進機能等の充実

政策立案機能及び政策調整機能を充実強化するための組織再編を進めます。

②経営戦略機能の強化

経営戦略的な観点から政策決定を行い、重要事項を迅速かつ的確に意思決定、処理できる組織体制を整備します。

③柔軟な組織形態の導入

各組織間の連携、組織のフラット化を推進し、事務処理のスピードアップや業務内容に対応した柔軟な組織形態の導入を図っていきます。また、今後の広域行政のあり方についての協議にあわせ、市の組織も柔軟に対応できるよう検討します。

(2) 支所機能の見直し

市民との重要な接点となる支所は、本庁業務との整合性を図りながら、支所に在るべき業務と、本庁で担うべき業務を改めて見直します。また、教育委員会分室については、支所機能との集約を図ります。

(3) 災害時の危機管理体制の強化

南海トラフ巨大地震等で予測されている広範囲な災害発生時に、速やかに必要な措置を講じるための初動体制や、被害の拡大防止や混乱の回避を図るために総合的な危機管理体制を強化します。

①初動体制と指揮命令系統の整備

緊急初動体制に必要な組織運営、職員動員のためのシステムを整備します。

②危機管理情報ネットワークの整備

関係機関からの円滑迅速な情報伝達のために防災無線を中心とした通信システムの整備を進めます。

Ⅲ 健全財政運営の推進

1. 計画的な財政運営

(1) 経常的経費を中心とした歳出の削減

人件費や物件費の削減、公債費の抑制により経常的経費を中心とした歳出を削減します。

①総人件費の見直し

職員数の削減に加え、職員の給与についても見直しを行い、総人件費の抑制を図ります。

②物件費の削減

引き続き物件費の削減に向け不断の取り組みを行います。

③公債費の抑制

公債費の増大が財政運営に影響を及ぼさないように、市債発行額を極力抑制します。市債の発行にあたっては、後年度に償還額が交付税算入される等有利な起債の活用を図ります。また、償還方法等を見直し、利子負担の軽減を図ります。

(2) 補助金・扶助費の見直し

補助金等についてはこれまでも一部削減を実施してきましたが、さらに役割や効果を精査し、事業効果に照らして廃止や統合も視野に入れた抜本的な見直しを行います。扶助費についても助成の要件を精査するなど見直しを行います。

①補助金の見直し

補助金については、その効果を測定し、その行政目的に対する効果の多寡により精査していきます。また、現行の補助金等交付基準についても改めて精査し、その基準に基づきより厳格に審査します。

②扶助費の見直し

市単独の扶助費は見直しを行います。国県の負担金が廃止になった場合は、事業の継続を判断します。

(3) 予算編成方式の改革

予算編成方針の改革等により限られた財源を重点的かつ効果的に配分します。そのため、財政健全化アクションプログラムの財政計画に基づいたより効果的な予算編成を行います。

(4) 外郭団体等の改革

市に依存しない、自主・自立的な経営基盤を確立するよう、外郭団体等が自ら改革に取り組み、業務の効率化や経営の健全化に努めるよう指導します。

2. 事務事業の見直し

(1) 事務事業の見直しと再構築

限られた財源と人員の中で、新たな行政課題に対応するため、各種事務事業の見直し

と再構築を進めます。

①業務改善の推進

迅速で効果的な市民サービスを実現するために、常にコスト意識を持って事務事業の簡素・効率化に努め、一層の業務改善の推進を図っていきます。

②部門別の業務改善の推進

事務事業について部門別に市民サービスの質的向上と効率化を図るため、業務の改善とマニュアル化を推進します。

(2) 行政評価制度の活用

現行の行財政システムを見直し、事業の効果を重視する行政評価を実施します。事務事業ごとに必要性、妥当性、効率性等の評価に加え、事業効果を精査して客観的な行政評価を実施し、予算編成や施策の進行管理などに活用します。

(3) 公共事業の抑制と重点化

厳しい財政状況のもと、公共事業についてもなお一層の抑制と事業効果を十分精査して事業の重点化を図っていきます。

(4) 入札・契約制度の見直し

入札・契約に関する制度については、市民の信頼を裏切ることのないよう、一層の透明性、客観性、競争性、公平性の確保・向上に努めるとともに、適正な入札・契約制度となるよう見直しを行い、談合その他の不正行為の防止を図ります。また、電子入札など多様な入札制度の導入についても検討を行います。

3. 企業会計及び特別会計の経営健全化

(1) 病院事業及び上下水道事業の経営健全化の推進

病院事業、水道事業及び下水道事業では、アウトソーシング等について十分検討するなど経営の一層の効率化を図り経営健全化に努めます。

(2) 保険事業への繰出金の抑制

国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計については、保健事業や介護予防事業の実施による抑制を進めます。また、一時的な財源不足に対しては、法定外の繰出しが発生しないように健全な運営に努め、繰出金を抑制していきます。

4. 歳入の確保

(1) 財源の確保と受益者負担の適正化

市税収入等の確保をするとともに、受益者負担の適正化、新たな財源の確保により、一層の財源確保を図ります。

①市税収入等の自主財源の確保

公平・公正な課税客体の適正把握に努めるほか、徴収体制の強化により目標を定めて徴収率の向上を目指します。

②受益者負担の適正化

負担の公平性を図る観点から、使用料及び手数料の定期的な見直しを行います。

③新たな財源確保と制度改正要望

新たな財源の確保について検討するとともに、地方交付税などの制度改正の要望を行います。

5. 公共施設の見直しと財産の有効活用

(1) 公共施設等総合管理計画の策定

公共施設等の財産台帳の整備を行うとともに、適正配置と機能面、維持管理コストなどから公共施設等総合管理計画を策定します。

(2) 公共施設の適正配置と管理運営の見直し

公共施設については、市としての適正な配置や運用のもと、総合的な見直しを行います。

①公共施設の再配置と統廃合

施設の必要性・効果性、運営のコスト等の観点から見直しを行い、再配置・統廃合について検討します。

②公共施設運営の改革

公共施設の管理運営について最適な管理手法を検討し、コストの縮減とサービスの向上を図ります。

(3) 財産の有効活用の総合的推進

公共施設等総合管理計画に基づき、財産の有効活用と処分について検討します。